

施設基準及び揭示事項

当院は保険医療機関の指定を受けている診療所です。

届け出施設基準

当院は、中国四国厚生局長に対し、以下の施設基準の届出を行っております。

- ・ 医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び6号に掲げる手術
黄斑下手術等（黄斑下手術、硝子体茎頭微鏡下離断術、増殖性硝子体網膜症手術）
- ・ 緑内障手術（水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術） k 268 「6」
- ・ 緑内障手術（濾過法再建術（needle 法））
- ・ 短期滞在手術等基本料 1
- ・ コンタクト検査料 1
- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算 3
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（I）の注 5
- ・ 明細書発行体制等加算

医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び6号に掲げる手術

黄斑下手術等（黄斑下手術、硝子体茎頭微鏡下離断術、増殖性硝子体網膜症手術）

当院は、上記黄斑下手術に関して必要とされる手術実績、医療機器、および設備整備等において基準を満たしており、適正な届出を行っております。

緑内障手術（水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術） k 268 「6」

緑内障手術（濾過法再建術（needle 法））

当院は、上記緑内障手術に関して必要とされる手術実績、医療機器、および設備整備等において基準を満たしており、適正な届出を行っております。

短期滞在手術等基本料 1

日帰り手術に関して、厚生労働省が定める「短期滞在手術等基本料 1」の施設基準を満たしております。手術及び検査を行うための環境及び当該手術を行うために必要な術前・術後の管理や定型的な検査、画像診断等を包括的に評価したものです。

コンタクトレンズ検査料 1

コンタクトレンズは、「高度管理医療機器」に分類されます。当院ではコンタクトレンズを処方する際、眼の安全性を確保するために必要な眼科学的検査を実施しております。

電子的診療情報連携体制整備加算 3

医療 DX に関わる取り組みを実施し、サービスの質の向上に努めています。これにより、診療の効率化、正確な情報管理、そしてより良い医療の提供を目指しております。

- オンラインによる診療報酬請求（レセプト請求）によって、情報漏洩の防止とともに迅速かつ誤りのない請求に努めております。
- オンライン資格確認を行う体制を有しており、マイナ保険証より取得した診療情報（受診歴・薬剤情報・特定健診情報・その他の必要な診療情報など）を活用し、質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- 医師が診療を行う診察室、処置室等において、オンライン資格確認システムより取得した診療情報を閲覧・活用できるようにしております。
- 電子処方箋の発行を行っております。
- 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有しております。
- マイナ保険証のご使用について、お声がけ・ポスター掲示を行っております。

外来・在宅ベースアップ評価料（I）の注5

企業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く職員の賃上げを行い、人材確保に努め、医療の質を向上させるための取組の一環として国が導入したものです。患者様の診療費のご負担が上がる場合がありますが、医療現場で働く職員の賃金引き上げに全て充てられますので、ご理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

明細書発行体制等加算

当院は、患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点等から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行いたします。

証明書・診断書の自費料金（税別）

普通診断書	3,000 円
入院手術証明書（生保、損保に付帯したもの）	5,000 円
特別診断書（原爆、身体障害、厚生年金等）	5,000 円
学校安全協会証明書	無料
学校伝染病等の治癒証明書	無料
労務可能（復職）証明書	3000 円
医療費払込証明書（納税、申告等用）	500 円

上記以外の診断書等は、受付に確認ください。